

令和7年度経営所得安定対策の申請受付について

令和7年度経営所得安定対策の申請受付を下記により開催いたします。

今年度加入を希望される方は、必要な物をご持参の上、申請会場までお越しいただけますようお願いいたします。

なお、制度の内容については、裏面「令和7年度経営所得安定対策等の概要」をご覧ください。

制度の内容についてご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

記

1. 日時・場所

日 時	時 間	場 所
5月29日（木）	13：30～16：00	玉川村役場北庁舎（会議室）
5月30日（金）	13：30～16：00	玉川村役場北庁舎（会議室）

2. 持参物

- ①通帳（交付金振込用） ※初めて申請される方及び振込先変更の場合
- ②営農計画書 ※提出されていない方のみ

3. 注意事項

- ①本交付金については、対象作物を生産・販売する農業者が対象となります。
※自家消費等は対象外
- ②初めて申請される方については、準備の都合がございますので、お手数ですが事前
にご連絡くださいますようお願いいたします。

【お問合せ先】

・玉川村農業再生協議会（玉川村産業振興課内） ☎ 0247-57-4627

令和 7 年度 経営所得安定対策等の概要

【水田活用の直接支払交付金】

交付対象者：販売目的で対象作物を交付対象水田で生産する販売農家・集落営農

① 戦略作物助成

【交付単価】

対象作物	交付単価
飼料作物、麦、大豆、	3.5 万円／10 a
WCS 用稲	8.0 万円／10 a
加工用米	2.0 万円／10 a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5 万円～10.5 万円／10 a

※飼料用米の一般品種について、令和 7 年度は、標準単価 7.0 万円／10 a（5.5～8.5 万円/10 a）。

②産地交付金

【交付単価】

対象作物	交付単価
飼料用米	5,000 円／10 a
地域振興作物	10,000 円／10 a
わら利用（耕畜連携）	5,000 円／10 a

注 1）上記助成金単価は令和 6 年度の単価になります。（※令和 7 年度単価については未定です。）

また、要件等について、今後変更となる可能性がありますのでご了承ください。

注 2）地域振興作物について

アスパラガス、きゅうり、トマト、なす、いんげん、かぼちゃ、ブロッコリー、山菜、花き等

交付対象水田について

- ① たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ② 5 年間(R4-R8)で一度水張り（水田作付が基本）を行った場合又は 2 年間(R7-R8)で連作障害を回避する取り組みを行った場合に令和 9 年度以降も交付対象とする。
- ③ 令和 9 年度から根本的な施策の見直しが予定されている。

その他、詳細について村ホームページに掲載しております。

制度の内容について、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。